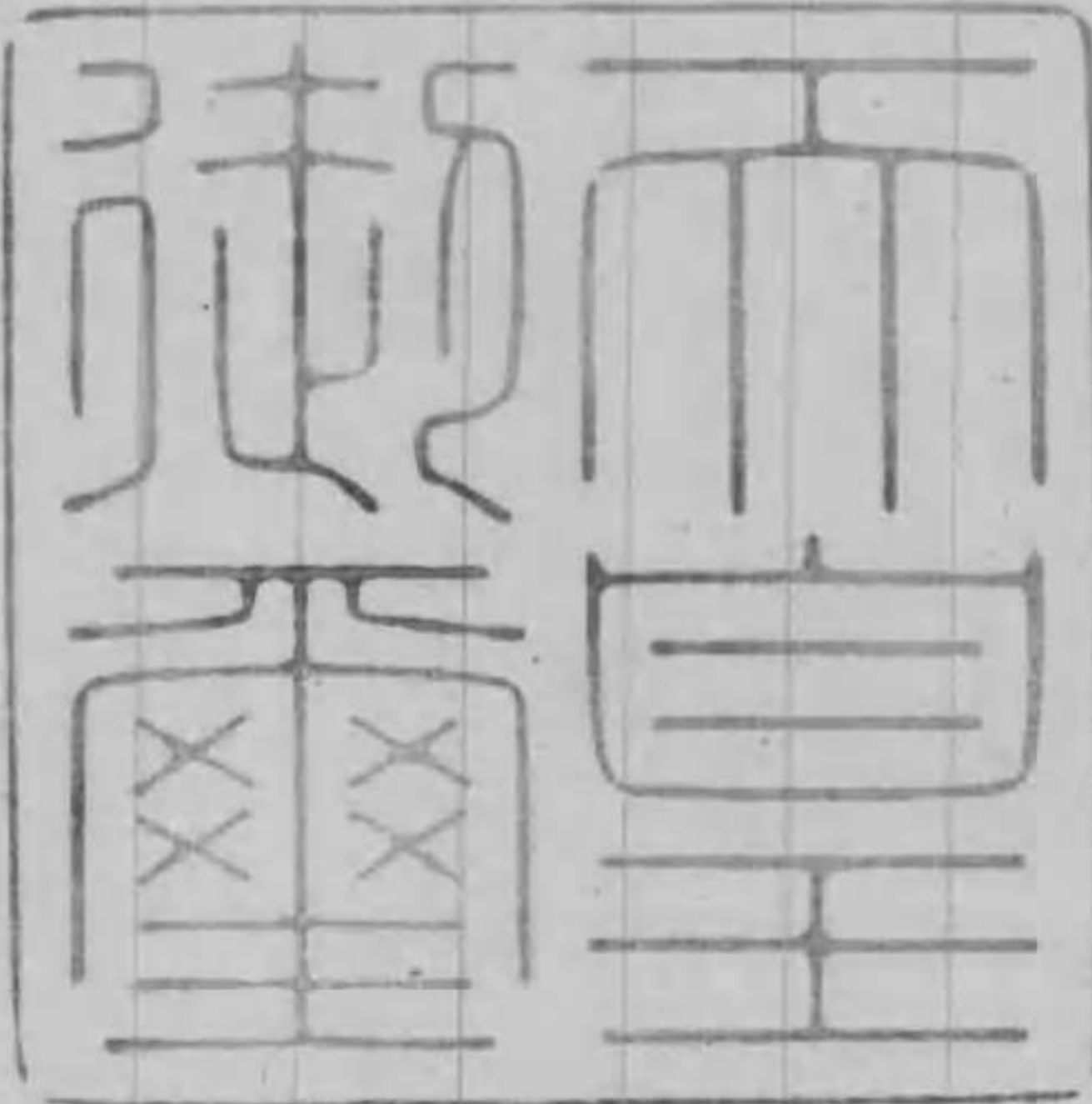


夏時刻法の一部を改正する法律をここ
公布する。

裕仁



昭和二十五年三月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第三十九号

夏時刻法の一部を改正する法律

夏時刻法(昭和二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條第一項中「四月」を「五月」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣

吉田 茂

法務総裁

殖田 俊吉

松

女

外務大臣

吉田 茂

大藏大臣

池田 勇人

文部大臣

高瀬 庄右郎

厚生大臣

林 銜吉

農林大臣

成澤 大印

通商産業大臣

池田 勇人

運輸大臣

大島 善三

郵政大臣

小畑 正原

陸軍大臣

小畑 正原

裕

を

昭和二十五年三月三十一日

労働大臣

建設大臣

経済安定本部総裁

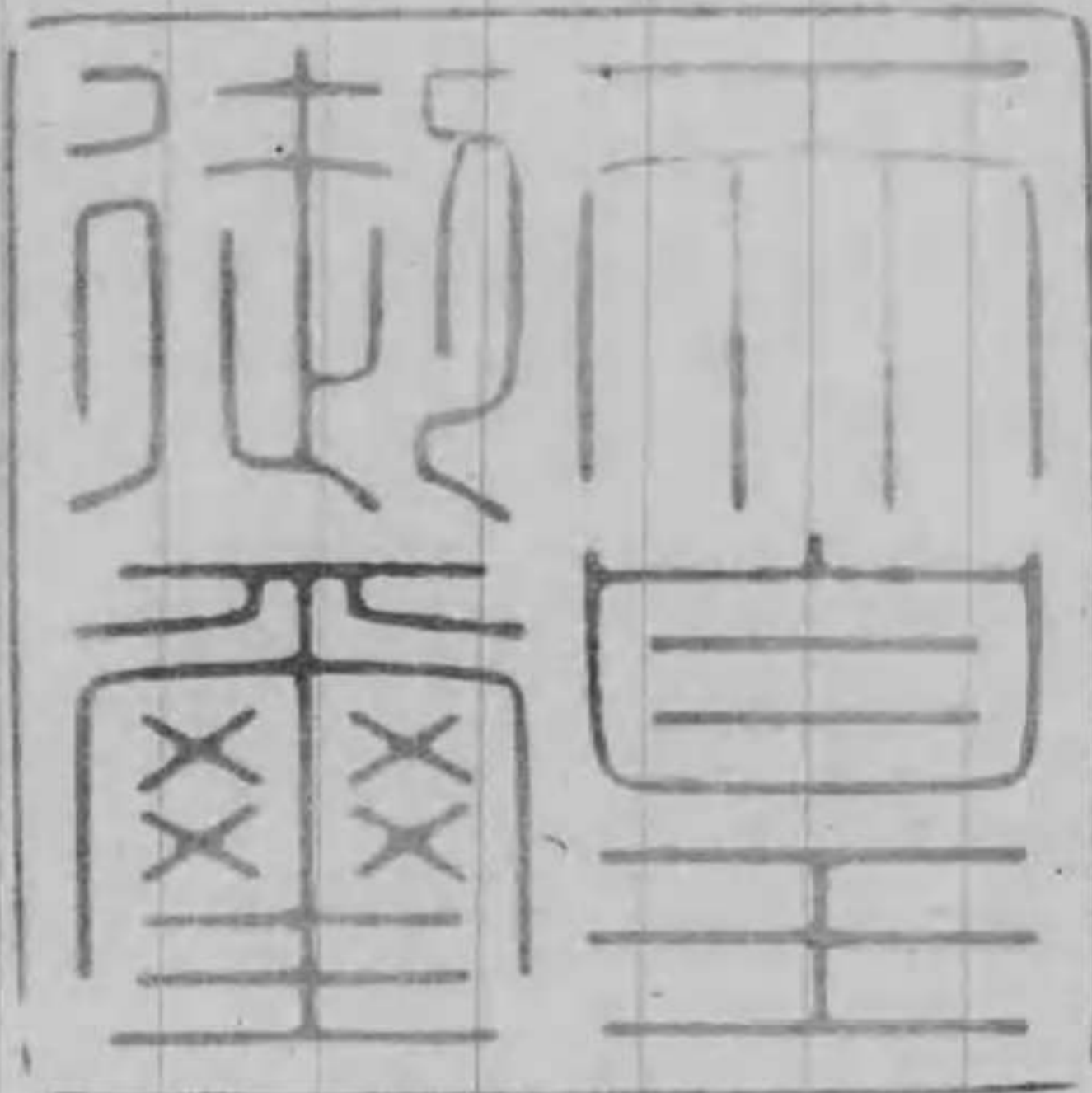
終止文

若水秀

吉田 茂

銀行等の債券発行等に関する法律
をここに公布する。

裕仁



昭和二十五年三月三十一日